

岩手県重症心身障害児（者）を守る会

第95号 H27. 7. 15発行



編集・発行 岩手県重症心身障害児(者)を守る会
〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内
☎019-601-2255 FAX 019-601-2255 (共有)
E-mail mamoru2255@gmail.com
発行責任者 齊藤 勉



1. 決して争ってはいけない 爭いの中に弱いものの生きる道はない
1. 親個人がいかなる主義主張があっても重症児運動に参加するものは党派を超えること
1. 最も弱いものをひとりもれなく守る

第19回重症心身障害児（者）を守る

東北ブロック大会・研修会（岩手大会）のご案内

会員 賛助会員 各施設 行政 各事業所 等々の皆様

～いのち、輝いて～をテーマに開催いたします。

皆様のご協力を頂きこの大会を盛り上げたいと思いますので、是非、沢山の方の参加をお待ちしております。

〈場 所〉 盛岡・つなぎ温泉 ホテル大観

住所：盛岡市繁字湯の館37-1 電話：019-689-2121

〈期 日〉 平成27年9月5日（土）～6日（日）

〈大会日程〉

9月5日（土）		9月6日（日）
12:00	受付	9:00 開会 中央情勢報告
13:00	開会式典	10:00 分科会報告
14:20～15:00	基調講演	災害時総合支援に関する協定書の締結式
15:20～17:30	分科会	各県支部活動報告
18:30～20:30	懇親会	11:45 総括 12:00 閉会

〈費 用〉 参加費 4,000円 宿泊費 大人 12,000円

懇親会のみ 6,000円 子ども 8,400円

〈申し込み等〉 ・施設利用の会員の方 各施設の会長へ申し込み

・在宅会員の方 手元に送付したハガキにて申し込み

・その他の方 送付した様式（Fax）にて申し込み

締め切りは、準備の関係上7月24日（金）必着でお願いいたします。

その他、詳細を知りたい方は、事務局に問い合わせください。

平成27年度定時総会報告

今年度の総会は5月17日（日）にふれあいランド岩手で開催されました。冒頭のご来賓の挨拶では、岩手県障がい保健福祉課総括課長の伊藤信一様より県立療育センターについて、2年後の移転新築に向けて矢巾町に建設を進めており、超重症児・発達障害児等障がい児療育の拠点となるよう支援体制・機能を強化していきたい旨お話がありました。



続いて、岩手県教育委員会特別支援教育課長の民部田誠様より特別支援教育推進プランに関し、医療的ケアの必要な特別支援学校7校43名の児童生徒に対し35名の看護師を配置していること、二戸地区に高等部の設置を予定している等取り組み内容の説明がありました。

次に、国立釜石病院土肥守院長にご挨拶いただき、個別の支援会議や好みで選択できる縁日形式のレク等一人一人に添うよう支援を行っている様子をお話しいただきました。

続いてご挨拶いただいたみちのく療育園の伊東宗行施設長は、今こそ守る会の原則に基づき幸せだったと思える生活の場を作っていくことが大事、とお話しさされました。

その後、東北ブロックの田村輝雄ブロック長が、昨今の報酬改定引き下げ等の動きに注意し、権利の主張のみでなく親の憲章を守って活動しましょうと話されました。

ご列席くださったご来賓の方々は次の通りです。

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長	伊藤信一 様
岩手県教育委員会事務局学校教育室特別支援教育課長	民部田誠 様
(独) 国立病院機構釜石病院 院長	土肥 守 様
みちのく療育園 施設長	伊東宗行 様
もりおかこども病院 院長	米沢俊一 様
(独) 国立病院機構岩手病院 療育指導室長	三浦宗隆 様
(独) 国立病院機構釜石病院 療育指導室長	伊藤広介 様
(独) 国立病院機構花巻病院 療育指導室長	佐川 修 様
みちのく療育園看護部長	藤原和子 様
同 療育部長	齋藤 賢 様
(独) 国立病院機構岩手病院 主任児童指導員	佐々木京太様

同	児童指導員	赤坂 愛 様
(独) 国立病院機構釜石病院	主任保育士	八木充子 様
同	児童指導員	野田大倫 様
幼稚教室講師		木村純子 様
同		木村泰雄 様
全国重症心身障害児（者）を守る会東北ブロック長	田村輝雄	様

引き続いて議事に入り、協議事項について全て承認されました。

- ・平成26年度事業報告、収支決算報告、会計監査報告
- ・平成27年度活動方針案、事業計画案、収支予算案について
- ・スローガンの採択

岩手の療育を考える会

守る会総会後に考える会の総会が行われました。

27年度の事業計画として以下の項目があげられ、7・8についてはその場で提案がなされ、承認されました。役員改選の年ですが、伊東先生が会長を継続されることになりました。

- 1 「障がい者差別解消法を学ぶ」講演会の開催について
- 2 20歳以上の超重症児（者）に対する内科医との連携について
- 3 短期入所（レスパイト）の利用、充実にかかる国への働きかけについて
- 4 発達障がい児の診療と療育の推進について
- 5 移転新築後の療育センターとのネットワークの推進について
- 6 行政、保健及び医療関係者との情報交換会の開催について
- 7 守る会東北ブロック大会に協賛する
- 8 18歳以降に重症者になった人への医療と福祉の支援を推進する

「9月に行われる東北ブロック大会に、医療関係者が協力、応援したい」と米沢先生から心強いことばを頂き、大変嬉しく思いました。

《介護者支援事業保護者研修会》

「障がい者差別解消法を学ぶ」と題して、岩手県立大学非常勤講師の細田重憲氏の講演会が行われました。以下の4点を柱としてお話をありました。

1 障がい者差別解消法に至るまでの経過

制度の動きなどとして、法律の改正や整備、条約等の変遷について

2 障がい者差別解消法の概要

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指している。

「差別」とは・障がいのない人との異なる扱い

・合理的配慮をしないこと

※合理的配慮とは：障がいのある人が他の人と同じように活動できるために、周囲が当然に行わなければならないこと。

ただし、行政は法的義務だが、民間は努力義務である。

3 岩手県における対応方向

「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」を岩手県では、全国でも早い時期に障がい者差別の禁止条例を定めた。

〈障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対応する助言及び調整等必要な措置を講ずる〉として、市町村社会福祉協議会に対応窓口を置いたが周知が十分ではなかった。（差別と虐待の違いがはっきりとわからない）

平成27年度は、市町村が中心となり相談支援事業所等が支える体制の構築に向けて進める。

4 差別をなくするためにこれから必要なこと

○差別に対する感性を高める

様々な事象を「差別」という視点で見直してみる。ただし、何が差別かの判断は難しいので、地域の中で検討しながら進めていく必要がある。

○差別解消法の周知、啓発

多くの人がこの法律の内容を知らない。

この法律には差別した側を罰する規程はない。

法律は揃ったが、改善すべき点は多くあり、差別解消はこれからの取り組みが実効性に繋がる。それぞれの立場から積極的に声を出して、状況を前に進める力になって頂きたい。

～講演を聴いての感想～

それぞれの生活の中で、今までに差別を感じたり、そういう態度をされた経験があるという

方も少なからず居るのではない
でしょうか。嫌な気持ちや悲し
い気持ちになりますよね。ほん
の些細なことでも、遠慮しない
で気楽に相談し、前に進めるよ
うにして行きたいですね。

また、虐待を疑うような事を
見たり聞いたりした時も、確実
な事でなくても相談することに
よって、事前に解決出来ること
もあるのではないかと思います。



第52回 重症心身障害児(者)を守る会 全国大会報告

岩手県重症心身障害児（者）を守る会 事務局長 古館 ユキ

開催期日：平成27年6月27日（土）～28日（日）

場 所：ヒルトン福岡シーホーク（福岡県福岡市）

前日までの雨とは違い好天に恵まれ、日頃からの会員の皆さんのがけの良さに感謝。気温
も岩手とあまり変わらず、極端に暑さを感じなかったことも幸いでした。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課田中佐智子課長様はじめ、沢山のご来賓
の参加のもと、盛況に執り行われました。

大会の内容につきましては、既に会員の皆様には“両親の集い 〈特集〉全国大会資料”5.6第691号にてご案内済みですのでどうぞそちらにて確認してください。

皆様には、2日目《みんなで語ろう》会で発表された中から、とても印象に残った内容を紹
介いたします。

司会者から、過去、現在、未来と順序だてての発表をとありましたが、会場の皆様は過去も
現在も未来も全部お話ししたい方ばかりで、どの方の発表もとても有意義なものばかりでした。

その中から私の心に感じた入った発表を列記したいと思います。

・広島県、施設利用の方…

施設を利用して7年になった。最初は、施設なんてとんでもないと思っていたが、やむ
を得ない事情で入所させた。親はいつまでも元気ではない。施設に居る子供は、はつらつ
として明るい。安心して利用しましょう。

・宮城県、施設利用の方…

出産時の医療ミスで障害になった。裁判でも認めてもらった。養護学校に通っていたが地域の小児科医から見放され施設利用を決心した。

・NPO法人ふれあい名古屋…

行き場のない二人の子どもを抱えた母親の悲痛な声が実を結んだ施設です。当法人は、山形～沖縄までネットワークでつながっています。地域サービスは地域で作るものである。

・島根県支部の方…

妹が施設に入所していて後見人になっている。一時帰省した時の入浴支援サービスについて行政に何度も状況を説明し、交渉して勝ち取った。

・静岡県、施設利用の方…

ライオンズクラブとかロータリークラブに講演に出向いてにいる。親亡き後の「これから10年」について話し合った。

行政は、障害を持った子の本当の姿を見てほしい。障害を持つ子の親は何倍も努力をしている。

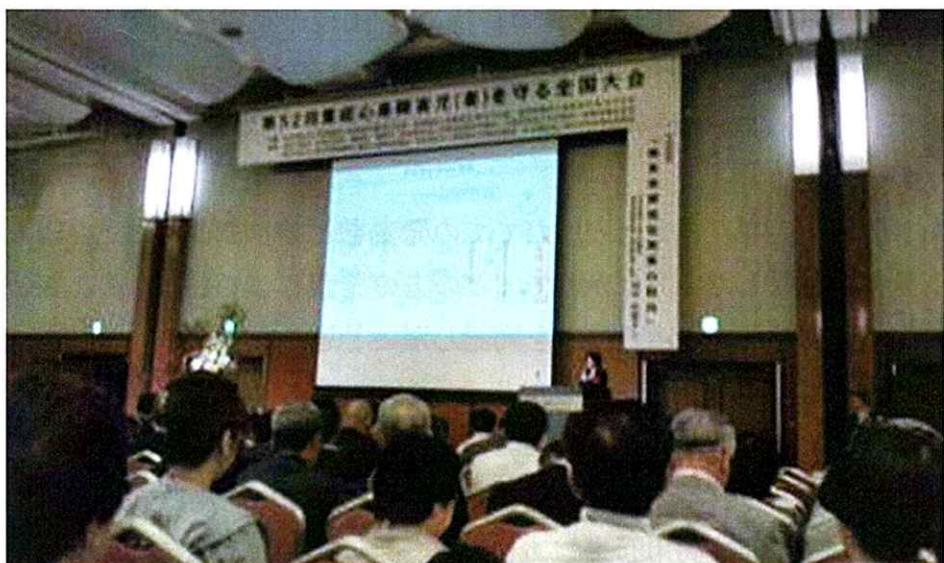
・静岡県、施設利用の方…

施設からの2泊3日の一時帰省の時、2日目の支援がない。行政には口に出して訴えて行くべきである。

・長崎県、施設利用の方…

現在までの権利は先輩会員の方々の努力で成り立っている。これから若い方（会に入会していない人も含む）達は、自分たちに降りかかって来ることに気づいているのだろうか？わが身と感じて努力して行かなければならないのではないか。

子どもがどんなに重い障害を持っていても将来に不安を感じることなく『安心し育てられる社会』を目指して、若いお父さん、お母さん、そしてより多くの方々のエネルギーが、今、必要とされています。皆様一人一人の声が実を結ぶことと思います。



母親部会報告

○交流茶話会

- ・日時・場所 H27年6月6日 みちのく療育園
- ・参加者 17名（支部長、みちのく療育園保護者会会員10名、在宅家族5名、事務局）
- ・内容 みちのく療育園開設当時の様子
成年後見制度についての体験談
施設、在宅での日中活動の情報交換

他にも様々な話題が出て話が尽きない様子でした。特に成年後見に関しては、兄弟の方がいらしたこともあり、実例の情報をみな真剣に聞いていました。

施設と在宅の家族交流は普段ほとんどなく少し心配していたのですが、成年後見などの体験談は施設から在宅へ、現在の福祉サービスの内容は在宅から施設へ、とお互いの情報交換になり良い雰囲気で終えることができました。

(母親部会長 石川麗子)



岩手県からのお知らせ

～重症心身障害児・者の方を対象としたアンケート～

岩手県では、岩手県内在住の重症心身障害児・者の方を対象としたアンケート調査を実施しています。調査期間は7月31日までとしています。6月に県から対象者の方にご自宅(住所地)へアンケート用紙をお送りしていますが、もしお手元に届いていない場合は県庁まで連絡ください。

連絡先：岩手県保健福祉部障がい福祉課 電話：019-629-5446

また、下記の機関でもアンケート用紙を設置しております。

お手元に届いていない方は、こちらで受け取ることも可能です。

- ①岩手医科大学小児科
- ③みちのく療育園
- ⑤国立病院機構岩手病院
- ⑦国立病院機構釜石病院

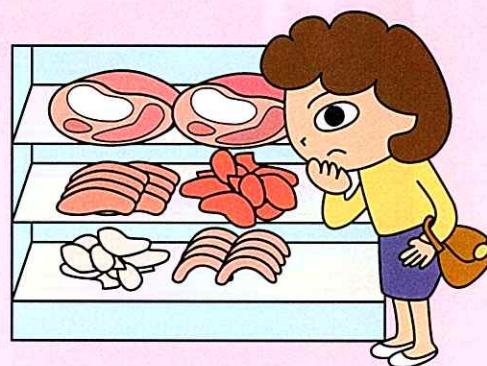
- ②もりおかこども病院
- ④県立療育センター
- ⑥国立病院機構花巻病院

編集後記

梅雨に入り、天気も気分もスッキリしない時期ですね。

気を付けなければならない事は食中毒です。多くのバイキンは、この時期の温度と湿気が大好きです。冷蔵庫に保存しているからとの安心は禁物ですよ。

快適な夏を迎え、そして東北ブロック大会・研修会まで体力を蓄えておいてください。



Y・H記